

午後二時三十分開議

○畠山晋一委員長 ただいまから都市整備常任委員会を開会いたします。

○畠山晋一委員長 委員会の開会時間の変更に御協力をいただきましてありがとうございます。

本日は、報告事項の聴取等を行います。

それでは、1報告事項の聴取に入ります。

まず、③千歳烏山駅周辺の街づくりについて、理事者の説明を願います。

○鈴木烏山駅周辺整備担当課長 千歳烏山駅周辺の街づくりについて御報告をいたします。

1主旨でございます。駅周辺では、都市計画事業などにより町が大きく変わる機会を捉えて、駅周辺のまちづくりを推進するため、さらなる参加と協働により、千歳烏山駅周辺の町の将来を考える「ちとからまちづくりフォーラム」に取り組んでおります。

このたび、地域ワークショップの第三回目と子育て世代へのインタビューの二回目を開催しましたので、その結果について御報告をいたします。

また、南側地区の再開発事業では、フォーラムの取組として、住民との意見交換を行う街づくり情報交換会を開催しましたので、併せて御報告いたします。

続いて、2区域については、記載のとおりでございます。

次に二ページ、3の経緯でございます。今年の七月以降、毎月、地域とのワークショップなどを開催し、参加と協働のまちづくりに取り組んでおります。

続いて、三ページを御覧ください。4「ちとからまちづくりフォーラム」の取組について御説明いたします。

今年度は、「まちの将来イメージ」ワークショップや未来絵日記を描く取組を実施し、まちづくりのアイデアや課題等を集め、来年度以降のまちの将来イメージの素案の作成に活用していくため、取組を進めております。

①の第三回地域ワークショップでは、十一月二十二日土曜日に烏山区民センター三階の区民集会室で開催し、二十四名の方に御参加いただきました。

資料右上の七ページ、別紙1-①を御覧ください。当日は、テーマ別の六つのグループに分かれ、描いていただいた未来絵日記をグループごとに発表をいただきました。

実際の未来絵日記自体は、資料右上の一五ページ、別紙1—②として添付しております。未来絵日記では、高架下利用や、歩行者を優先にしたオープンカフェなどの意見や、再開発を意識したイラストなども多数いただきましたので、後ほど御確認いただければと思います。

三ページにお戻りください。続いて、②の親子連れを対象にした第二回の子育て世代インタビューの開催については、十二月九日火曜日に子育てステーション鳥山で実施いたしました。インタビューでは、鳥山にはベビーカーで入れるお店が少ないとや、雨の日や暑い日でも子どもが遊べる場所が欲しい、時代に合わせて進化できていない感じがするので、若い世代も含めた多くの世代に選ばれるような町になってもらいたいとの意見もいただいております。

資料については、資料右上の五〇ページ、別紙2としてまとめておりますので、後ほど御確認ください。

未来絵日記は、現在、百十五枚集まっておりまして、今後、頂いた未来絵日記や御意見から、まちの将来イメージのキーワードやヒントなどを見える化し、地域の皆さんと共に認識を持ちながら、まちづくりを進めてまいります。

これまでの取組については、2月のちとからまちづくりフォーラムで御紹介する予定でございます。

続いて、四ページを御覧ください。③駅前広場南側地区街づくり情報交換会の開催結果についてでございます。

南側地区の市街地再開発事業について、再開発準備組合に参加協力をいただき、準備組合としての町への思いなどを発表してもらうなど、事業の経緯や目的、仕組み、検討内容等について地域住民と共有し、様々な方の思いを知る対話の場として、街づくり情報交換会を十一月十五日に第一回を、十二月十三日に第二回を開催いたしました。

なお、この街づくり情報交換会は、今後も継続して実施してまいります。

①の開催概要になります。対象範囲は、地区街づくり計画区域及び建物高さの二倍の範囲、約一万三千世帯にお知らせを配布し、第一回は七十九名、第二回は七十七名の方に御参加いただきました。配布資料は、別紙3、4として五二ページから添付しておりますので、後ほど御確認ください。

②の実施内容ですが、第一回では、都市計画事業やまちづくりの経緯などの説明及び、学識経験者による講演後、地域の方から御意見や御質問を付箋などに記入していただき

て、その内容の背景や思い等について二百十七枚の付箋の御意見等をいただき、意見交換を行いました。

資料には全体像を掲載しておりますが、全ての御意見は、資料右上の一〇五ページの別紙4、第二回資料として、一三三ページから一四一ページに掲載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

主な御意見としては、市街地再開発事業について記載のような御意見がございました。

次に、五ページを御覧ください。第二回では、第一回の二百十七枚の御意見をテーマごとに分類した意見整理シートをまとめ、今回は、意見の多かった建物計画について意見交換を行いました。

建物計画の中でもグルーピングを行い、周辺環境、建物高さ、UD／設備など、建物高さについてテーマ別に意見交換を行い、理解を深めていただきました。

今回の意見交換に取り上げなかつたテーマについては、今後の情報交換会などの機会を通じて意見交換を行うとともに、さらなる周知、共有に努めてまいります。

第二回の主な意見としては、テーマとして取り上げた建物計画については、記載のような御意見をいただいております。

情報交換会で寄せられた御意見や御質問、それらに対する回答については、整理した上で一月中旬に区のホームページで公表をいたします。

最後に5の駅周辺まちづくりの今後のスケジュールでございます。今後は、今年度の取組内容などを報告する第二回ちとからまちづくりフォーラムを令和八年の二月に予定しております。

御報告は以上となります。

○畠山晋一委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○たかじょう訓子委員 私も傍聴という形で参加しました。特に一回目のときは、特に厳しい再開発に対する、どちらかというとネガティブな御意見があつたと思います。しかし、それは住民の方が地域の地権者を心配するお声だったと思っていますので、ぜひ今後も、こういうネガティブな意見でも、しっかり意見交換ができる場を確保していただきたいと、そして続けていただきたいとお願いしたいと思います。

私も再開発の問題については、日経新聞だったと思うのですが、今動いている再開発の約八割弱が見直しとか、施工を中断というか、ちょっと控えるというような状況になつていると聞いています。

また、日本橋の再開発事業をやっている、事業者ではなくて、その地権者の方からお話を伺ったのですが、減歩率と言って、再開発のビルに入ると、持っている敷地よりも狭い床平米を得ることになるのですね、それは常識としてあるのですが、その減歩率が六割減ってしまったと、千二百平米のところが四百平米になってしまったという話で、非常に怒っておられたというお話をちょっと伺いました。

ですので、今後、本当にいろいろな情報が出ていて、私も地権者のリスクが一番高いと思っていますので、そういう情報は、つぶさに意見交換の中だけではなくて、それは直接、そんなまめにやるわけではないですから、地権者のところで共有できるようにしていただきたいですし、現状に踏まえて、それぞれのところで話し合っていただきたいと思っています。

この辺は、現状、大丈夫なのかということなどは確認できているのでしょうか。

○鈴木鳥山駅周辺整備担当課長 そうですね、物価の高騰とか、そういう話の中で、これまで再開発事業に取り組んできたものについては厳しい状況になっているというところも理解はしております。

今現状、計画を進めている中で、当然この物価高騰等も視野に入れながら検討を進めているという状況ではありますので、これまでのものとは違ったような形で、適切に運営できるような形を、今現状、検討しながら進めているという状況になりますので、そういう中で、今後もそういう高騰等はあると思いますが、そういうところも視野に入れながら、準備組合の方は指導をしていきたいと思っています。

○たかじょう訓子委員 そうですね、最も私が心配していることは、地権者の高いリスクにしっかりと対応できるのか、本当に大丈夫なのかということですので、そのことは住民の方も心配しておられるので、今後の取組の中でもたくさん出てくると思います。しっかりと話合いの場で、ネガティブななものも避けないでしっかりと話し合っていただきたいということを要望いたします。

○関口江利子委員 ありがとうございました。私のほうでも、この情報交換会のことについて確認したいのですが、二回開催したということで、八十人弱の方はそれぞれ参加されているのですが、目的としては、様々な方の思いを知る対話の場となっていて、報告は上がっているのですが、本当に主な御意見、こういう御意見がありましたというところまでの報告なのですが、まず一つは、これを、対話の場となっていますので、さっきの副委員長のお話にもあったのですが、どのように答えて、どう生かしていくのかみたいなところ

があるのかと。聞いて、こういう意見がありましたというだけでは対話とは言えないのではないかというところと、この開催する目的として、何かしらの合意形成を得ようとしているのかどうかという、そもそも開催意図のようなところを教えてください。

○鈴木鳥山駅周辺整備担当課長 御質問ありがとうございました。今回、情報交換会、対話の場という形ですが、まずは参加される方の情報は、均一な形で、皆さん一定の知識をそろえるというところで、まずは情報共有をしたいというところで、こういう情報交換の場としてこちらのほうを開催しております。

その中で、当時の経緯などで御理解できていない部分などもありましたので、そういう経緯も含めて、今後、再開発の地域貢献部分とか、そういう部分についても、どういう形がよいのかも地域の方に意見をお聞きしながら、準備組合にもお伝えして、よりよいまちづくりにつなげていきたいと考えているところでございます。

○関口江利子委員 ありがとうございます。では、ここから先はちょっと意見になるのですが、今、第何回までやるかということはまだ決まってはいない、ただ、次もまたやりますよという段階だという感じで進めていくのだと思うのですが、参加される住民の方は、これのお尻が見えていない状態の中で、御自分の意見をとにかく一生懸命言って、生かしてもらわなければというような思いが強い人たちがたくさんいらっしゃると思うのですね。

なので、今、課長がおっしゃったような、まずは情報をフラットにして、この後また話を聞いて、対話をして、生かせるものは生かしていくというタイムテーブルのようなものは、多分参加されている方は見えていないと思うので、そこもしっかりと示した上で、今はこういう段階、今こういう段階とやっていかないと、その都度その都度、また止まってしまうと思うので、そういう全体ビジョンのような大きなところで、このように考えています、こういう流れを取りたいと思っていますというところは示していってほしいと思います。これは意見にします。

○一坪都市計画課長 資料の右肩一〇八ページを御覧いただきますと、今、委員御指摘の内容、会で若干共有した内容がありますので、少し補足説明できればと思います。

情報公開会の目的というページがございまして、今、鈴木課長から話があったとおり、第二回などは、住民組合の方々は十年間検討してきたので、かなり情報量がある方と、初めて参加する方もいるので、まずは情報をそろえましょうということが第一回、第二回になつております。

その後も継続しながら、右図にあるように、鳥山のまちづくりは再開発だけではございませんので、皆さんのそういう関心を持っていただいた方々の意見を、駅周辺のまちづくりの議論につなげていこうという話をして、会を進行しておりましたので、少し補足として御説明しました。

○畠山晋一委員長 次に、^③東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（千歳烏山駅前広場南側地区）及び東京都市計画高度利用地区の変更（千歳烏山駅前広場南側地区）並びに東京都市計画地区計画の変更（千歳烏山駅周辺地区）について、理事者の説明を願います。

○鈴木烏山駅周辺整備担当課長 それでは、東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定及び東京都市計画高度利用地区の変更並びに東京都市計画地区計画の変更について御報告をいたします。

1 主旨でございます。駅周辺では、都市計画事業などにより町が大きく変わることから、駅周辺のまちづくりを推進するため、令和三年に地区計画等を策定し、実現に向けた取組を進めております。

駅前広場南側地区では、市街地再開発準備組合において、令和八年度の都市計画決定を目指した取組が進められております。

区では、本年九月に開催した都市計画（素案）説明会における区民意見等を踏まえ、このたび、「第一種市街地再開発事業」及び「高度利用地区」、「千歳烏山駅周辺地区地区計画」変更（原案）を取りまとめましたので、御報告をいたします。

続いて、2の区域を御覧ください。外側から青の点線で囲まれた範囲が、令和三年度に策定した地区街づくり計画、一つ内側のオレンジ色が地区計画、さらに内側の緑色で囲われた範囲が高度利用地区、最も内側の赤色で囲われた範囲は市街地再開発事業の検討区域となっております。

次に、二ページの3経緯でございます。今年度の五月以降、オープンハウスや説明会など、南側地区の取組について、さらなる周知に努めております。

続いて、三ページを御覧ください。4第一種市街地再開発事業の決定（原案）についてでございます。名称、位置については記載のとおりでございます。

施行区域面積は約一・五ヘクタール、原案の概要は、公共施設の配置及び規模については、駅前広場、補助二一六号線、区画街路を含んでおり、建築敷地面積は約八千九百平方

メートル、建築面積は約五千七百平方メートル、延べ面積は約八万八千六百平方メートル、主要用途は商業・業務、住宅、駐車場、建物の高さは百四十メートルとなります。

詳細については、別紙1として八ページから添付しております。

理由書は、一二ページに参考として添付しておりますので、後ほど御確認ください。

続いて、四ページを御覧ください。5の高度利用地区の変更（原案）でございます。名称、位置については記載のとおりでございます。面積は約一・八ヘクタール、原案の概要は、既に決定されております四地区に加え、千歳烏山駅前広場南側地区を追加する変更となります。

容積率の最高限度は七〇〇%、最低限度は二〇〇%、建蔽率の最高限度は五〇%、建築面積の最低限度は二百平方メートル、壁面の位置の制限は、敷地境界から四メートルいたします。

詳細については、別紙2として一三ページから添付しております。

理由書は、一七ページに参考として添付しておりますので、後ほど御確認ください。

続いて、6地区計画の変更についてでございます。名称、位置については記載のとおりでございます。面積は約十三・六ヘクタール、地区計画の目標については、新たな目標を追加いたします。内容については、現在、東京都と協議中のため、資料一八ページの都市計画計画書も含め、文言の修正が入るかもしれませんので、御承知おきください。

続いて、五ページを御覧ください。地区整備計画の変更部分について御説明いたします。

①地区施設では、広場（1～2号）及び歩道状空地（1～3号）を位置づけます。

②建築物等に関する事項では、商業地区B1からB3を商業地区Bとし、容積率を五〇〇%、高さを百四十メートルといたします。

③建築物等に関する事項としては、商業地区Bについて、壁面の位置や高さの最高限度による制限を設けます。詳細については別紙3として一八ページから添付しており、理由書は三四ページに参考として添付しておりますので、後ほど御確認ください。

続いて、7の関連する計画の策定については、千歳烏山駅周辺地区街づくり計画の変更となります。内容については地区計画と同様のものとなります。

次に、8都市計画（原案）説明会の開催についてでございます。

別紙4、三五ページを御覧ください。最後から二枚目となります。このたび、区が市街地再開発事業に関する都市計画（原案）を策定しましたので、説明会を開催いたします。

日時は、令和八年一月二十二日木曜日、二十五日日曜日、両日とも十八時三十分から、烏山区民センターで開催いたします。周知範囲は、地区計画区域を含む地区街づくり計画区域及び建物高さの二倍の範囲で、周知対象は、第一種市街地再開発事業区域を含む地区計画区域内の土地に関わる利害関係者、住民及び事業者並びに周辺住民でございます。

ニュースページの下部に記載しておりますが、区の都市計画（原案）説明会の終了後に、再開発準備組合と連携してオープンハウスを開催いたします。市街地再開発事業についての検討状況や疑問点がある方は、そちらに御案内して、対応します。

七ページにお戻りください。9の地区計画変更（原案）に対する縦覧・意見書についてでございます。縦覧期間は令和八年一月二十二日木曜日から令和八年二月五日木曜日、意見書の提出期間は令和八年一月二十二日から令和八年二月十二日木曜日でございます。

続いて、最後に今後のスケジュールでございます。令和八年一月には都市計画審議会に第十六条の予告を行い、変更（原案）の説明会及び公告・縦覧を行います。

四月には、都市計画審議会へ十六条報告・十七条予告を行います。

記載内容、五月には都市計画法の十七条による地区計画等の変更（案）及び第一種市街地再開発事業（案）の公告・縦覧及び、こちらは記載が一部漏れておりまして、こちらに高度利用地区の公告・縦覧も行う予定でございます。

世田谷区街づくり条例第十四条による地区街づくり計画変更（案）の公告・縦覧もいたします。

続いて、八月に都市計画審議会の諮問を行い、まちづくりの取組と並行しながら、令和八年九月の地区計画変更等の決定へ向けて進めてまいります。

御報告は以上でございます。

○畠山晋一委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○たかじょう訓子委員 今御説明いただきましたが、高さ制限については、ここが、二千平米の建物が、敷地がまとまった場合には高さ制限がないという状況の地区計画から、百四十メートルという地区計画に変更になったわけですが、この間の住民の皆さんとの情報交換会でも明らかなように、タワーマンションを建てるのか、そんな高い建物は要らないという住民の間でのそういう声が上がっています。高さ制限についても、規制がつけられたと思いますが、それでも合意には至っていないのかなというような感触があります。

私たちは、今後、これからも住民の皆さんとの意見交換を求めていますが、その中でしっかりと住民の意見が反映できるようにまちづくりをしていただきたいということを要

望いたします。

○関口江利子委員 ありがとうございました。これは都市計画のほうは肅々と進めていっているのだと思うのですが、同時に情報交換会のようなものも受けていて、住民からしたら、情報交換会をしているのに、結局進んでいってしまうのではないかと、この違いがなかなか分からぬと思うのですね。

だから、自分たちの意見を聞いてもらうための場があるはずなのに、一方で、こうやつて計画がどんどん素案から原案になって、案になってみたいなところは、多分すごく、またこれを見ることで、不信感のようなものも出てきてしまうと思うのですが、そこはちゃんと、それはそれ、これはこれなのか、ちょっと分からぬですが、説明していかないと、住民のほうも、「えっ、今やっているこの情報交換会って何なの?」となりそうな気がするのですが、そこはどうでしょうか。

○和田鳥山総合支所長 第二回の情報交換会の冒頭でも、私の御挨拶の中で、皆さんにお伝えしたのですが、地域には様々な方がいらして、様々な御意見の方がいる、高さについても、様々な御意見持っている方がいるということを、まずいろいろな方がいるということを分かって認め合う、いろいろな方がいるということを知るということを目的に、この情報交換会は行いたいと申し上げました。

何か一つの結論を得るための集まりではなくて、まず、地域にどういう方がいるのか、どういう思いの方がいるのか、お互いの思いを知る対話の場にしたいということで開始しております。

そして、情報交換会には準備組合の方にも出席していただいておりますから、直接地域の方の声も聞いていただいて、場合によっては準備組合の方にお答えいただく場面もございます。そういうことを積み重ねて、意見が違う、主義主張が違う方であっても、お互いがどういう思いを持っているのか知るというところから始めていきたいと考えておりますし、そのようにお伝えしております。

○関口江利子委員 ありがとうございます。ただ、見え方として、どうしても、こうやって都市計画（原案）ができました、報告として素案の説明会を開催していますとかとなると、恐らく置いてけぼりを食らった感は出てきてしまうと思うのですね。

なので、そのあたりがしっかりと伝わるように、そして、きっと意見交換会をするからには、大きな変更は難しいとしても、多少なりとも納得以上のもの、何かしら配慮していただけるのではないかという期待も、絶対に持つて参加されている方が多いと思いますの

で、そこは「こちらとしてはこういう思いでした」ではなくて、しっかりとそれが伝わるような形で、開催なり周知なりをしていただきたいと思います。要望したいと思います。

○和田鳥山総合支所長 すみません、参加されている方は、鳥山のまちづくりに大変熱い思いを抱いていらっしゃる方ばかりだと私たちも感じています。

再開発をテーマにした情報交換会ではありますが、町全体をどのようにしていきたいかも併せて意見交換しておりますので、どちらかというと、今、ちとからまちづくりフォーラムのほうが、町全体をどのようにしていきたいかということがメインの話合いの場になっているのですが、まちづくりフォーラムのほうにもつなげていくとともに、再開発に限らず、どういうまちにしていきたいか、地域の方と一緒に何ができるかということも、具体的な、何かテーマがあるかというところも含めて、見据えながら、こういう情報交換は続けていきたいと考えております。

○岡川大記委員 ちょっとまだつくられてもいないところからなのですが、建て替えや修繕について、権利者の方々がたくさんおられるもので、例えば建て替えになる五十年後、それ以降かもしれません、そういう際に、ちゃんと取りまとめをするやり方や、そういうことを、これほどの大規模な再開発事業であれば、行政もかんで考えておかないといけないのではないか、民間任せにしてはいけないのではないかとは思うのですが、そのあたりの何か考えとかはあるのでしょうか。

○鈴木鳥山駅周辺整備担当課長 通常、マンションの管理については、法令に基づいて、管理組合をつくって、適正に管理をしていくという形になっております。

当計画においても、所有者が同様の対応をすることとなると考えておりますが、この再開発事業ということもありますので、区としても進捗状況等に合わせて協議をしていきたいとは考えております。

市街地再開発事業は、都市計画、都市機能の更新や、防災対策、環境整備など地域の公益性を高めるものではありますので、行政としても支援をしていきたいと考えております。

○岡川大記委員 都市計画がつくられる前に、そういうことは話し合われているのかどうか、聞かせてもらってよいでしょうか。

○鈴木鳥山駅周辺整備担当課長 管理については、今、準備組合の中でも、維持管理などについて、どういう費用面とか、今後どうしていくのかは論点にはなっておりませんので、そういうところを少しづつ、計画が進んでいく段階で、設計を行いながら、どのぐらいの

費用計画、形態など、維持管理にどのぐらいかかるのかも見えてきた中で、そういうところも含めて検討を進めていくという形で検討を進めているような状況だと聞いてはおります。

○岡川大記委員 先ほどの議題でも、副委員長からもありましたが、やはり、ちゃんと先のリスクを想定した上で、しっかりと議論、検討して、やはり区民の方々、権利者の方々、ちゃんと双方が納得の上、進むようにすることを要望いたします。

○畠山晋一委員長 次に、^③世田谷区営住宅の明渡し及び使用料等の支払に係る訴えの提起について、理事者の説明を願います。

○江頭住宅課長 私からは、世田谷区営住宅の明渡し及び使用料等の支払に係る訴えの提起について御報告いたします。

1 主旨です。本件は、区営住宅の使用料及び共益費の滞納に関し、区からの再三の連絡に応答せず、支払いが履行されないため、専決処分を得た上で、使用者を被告として、住宅の明渡し及び滞納使用料などの支払いを求めて訴訟を提起するものでございます。

2 これまでの経緯です。平成十八年三月から本件住宅へ入居しました。その後、記載のとおり、平成二十五年から滞納が始まったため、文書、電話等による督促の結果、分納合意書を締結し、一時滞納が縮小するに至りました。

令和四年四月以降、その後、再度滞納を繰り返すようになり、現年度使用料の滞納が六か月を超えたため、弁護士に委任し催告を行った結果、当初、支払い相談の連絡もございましたが、その後、音信不通となりました。

令和六年二月以降、引き続き弁護士による催告を行うが、相手と連絡が取れず、滞納額が増え続けました。

令和七年九月、滞納金を十月三十一日までに納付することを使用許可継続の条件とし、条件付使用許可取消通知を送付いたしました。

令和七年十一月に、期限までに納付が確認されなかったため、使用許可を取り消し、住宅の明渡し及び滞納使用料などの支払いを求めて訴訟を提起いたします。なお、返還手続を取らずに転居したため、明渡しの訴訟も提起するものでございます。

3 訴訟の内容は、記載のとおりでございます。

4 今後のスケジュールです。令和八年一月に専決処分・東京地方裁判所へ訴訟を提起、同二月、都市整備常任委員会で専決処分の報告、第一回区議会定例会で専決処分の報告と

なります。

御報告は以上になります。

○畠山晋一委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○関口江利子委員 ありがとうございます。ちょっとお伺いしたいのですが、この方はもう転居されていて、お住まいではないということでよいですね。

それで、都市整備領域の御報告なので、分かる範囲で構わないのですが、当然、福祉的なところとつながっているのかなと思うのですが、それは福祉的な支援が入った上で、こういう措置を取るしかなかったということなのでしょうか。

○江頭住宅課長 あくまで答えられる範囲でございますが、この方は一時的に生活保護受給者となっていた期間がございます。そうなると、福祉的な関連部署と連携を取るという形になっておりまして、そういう関係機関とのやり取りはやっていたところでございます。

○関口江利子委員 ありがとうございます。そうすると、あまり具体的なことは答えられないかも知れないのですが、生活保護の範囲内で、ケースワーカーが支援をしながら、これらの滞納金も少しずつ払っていくというように対応していっていたと思うのですが、そこは、ちょっともうこの領域ではあれですかね、お答えが難しい感じですかね。

○江頭住宅課長 その辺の手続の詳細については、所管がちょっと異なるので、すみません。

○関口江利子委員 分かりました、すみません、ありがとうございます。

○山口ひろひさ委員 過去にこういう事例はありましたか。

○江頭住宅課長 過去に事例として二件程度はございました。

○山口ひろひさ委員 それで、例えばこういう訴訟を起こして、ここにも滞納金、明渡しの金員を支払えということになっているわけですが、結果的に、こういうのは、すみません、過去の事例で、入ってくるものなのでしょうか。それをちょっと教えていただきたいのですが。

○江頭住宅課長 こういう訴訟を提起することで、相手との接触が図れるようになります。それで実際に、お互いにいろいろ、その経済的状態とか、そういうことも踏まえつつ、訴訟はしますが、その後、話し合いの中で、再度返済できる範囲で返済していただくというようなケースもございます。

○畠山晋一委員長 続きまして、次に、③東京における都市計画道路の整備方針（案）について及び④せたがや道づくりプラン（素案）についての二件を一括して、理事者の説明を願います。

○北川道路計画課長 それでは、最初に東京における都市計画道路の整備方針（案）について御説明します。

まず初めに、1の主旨でございます。東京都と特別区及び二十六市二町は、おおむね十年ごとに、計画期間内に整備する路線を示した「都市計画道路の整備方針」を過去四回にわたり策定し、事業の推進に努めてまいりました。

また、現行の整備方針の計画期間が令和七年度末までであることから、新たな整備方針の策定に向けて検討を進めてきたところです。

このたび、本年七月に公表した「中間のまとめ」やパブリックコメントの結果などを踏まえ、都市計画道路の必要性の検証や優先整備路線の選定を行い、整備方針（案）として取りまとめたことから報告するものでございます。

2これまでの経緯については、記載のとおりです。また、検討に当たっては、3検討体制にあるように、都及び区市町による策定検討会議、学識経験者を含む専門アドバイザーコミッショナリーカー委員会などが開催され、案が取りまとめられております。

次に4「中間のまとめ」に対するパブリックコメントの結果についてです。新たな整備方針の策定に向けて、本年七月に中間まとめを公表しており、東京都が八月二十九日までの一ヶ月間、パブリックコメントを実施しております。結果の概要については、十一月十四日に東京都が公表し、区議会の皆様にも情報提供しておりますが、整備方針（案）に合わせ、都は意見に対する対応を公表いたしました。詳細は三ページ目以降、別紙1のとおりでございます。後ほど御確認ください。

続いて、整備方針（案）でございます。別紙案本編にて、中間のまとめから追加された内容を中心に御説明します。

それでは、右肩七八ページ目を御覧ください。整備方針に定める基本的事項及び策定手順でございます。

本方針においては、基本理念や基本目標を設定し、それを踏まえて、まずは未着手の都市計画道路について必要性の検証を行い、必要性が高い都市計画道路の中から、計画期間内に優先的に整備すべき路線を「優先整備路線」として選定しております。

また、必要性が低い路線や特別な事由により検討を必要とする路線などについて、廃止

候補路線や計画内容再検討路線に位置づけており、路線の位置づけに応じた検討を進めることとしております。

また、フローの一番左側には、道路空間の再編について検討するとして、完成済みの都市計画道路を対象にリーディング路線を選定してございます。

それでは、八〇ページを御覧ください。最初に、都市計画道路の必要性の検証についてです。必要性の検証においては、中間のまとめにお示ししたように、都全域に関わる項目や、地域に関わる項目について併せて十の検証項目を設定し、検証を行っております。

これらの検証項目に照らし合わせて、いずれの項目にも該当しない路線については廃止候補路線として位置づけを行っております。

結果については八九ページにまとめてございます。都下十区間、約二・九キロを廃止候補路線に位置づけてございますが、世田谷区内で該当する区間はございませんでした。

次に、九三ページ目を御覧ください。必要性が認められる都市計画道路の中には、様々な事由により、計画幅員や構造など都市計画の内容について検討を必要とする路線がございます。記載にある特別な事由に該当する都下二十路線、約二十八キロを計画内容再検討路線に位置づけており、区内では二路線を位置づけてございます。

それでは、一〇〇ページ目を御覧ください。まず二子玉川の南側、補助第一二五号線について、この区間については多摩川の旧堤防敷と重複し、片側歩道の概成道路となっておりますが、旧堤防敷と重複している状況や現在の土地利用を考慮した検討が必要として位置づけてございます。

また、岡本付近に位置します補助二一三号線について、国分寺崖線に位置し、勾配などの地形的条件により、事業の実現性や施工性の観点から検討を行う必要があるとして位置づけを行っております。

これらの路線については、今後、計画幅員や構造など都市計画の内容について、変更や廃止の必要性も含めた検討を進めてまいります。

なお、一〇三ページ目以降に新たな都市計画道路の検討として、都市計画道路の新規決定に向けた検討を進める路線をまとめてございますが、区内で該当する区間はございません。

それでは、一〇七ページを御覧ください。優先整備路線の選定についてでございます。計画期間内に優先的に着手する優先整備路線を選定するに当たって、七月に公表した中間のまとめでは、六つの選定項目をまとめてございます。

都施工路線については、広域的な視点による選定項目に複数該当する路線を基本として東京都が選定し、区市町施工路線については、地域的な視点による選定項目に該当する路線の中から、各区市町がそれぞれの実情を踏まえて選定し、その結果が一一六ページ以降にまとめられてございます。

世田谷区内については、検討した結果として、都施工路線、区施工路線、いずれも現在の整備方針で優先整備路線に位置づけながらも着手に至っていない路線の継続となってございます。

なお、この間、区議会からも様々な御意見をいただいております補助第一五四号線の下北沢の区間ですが、整備方針（案）には位置づけておりませんが、後ほど御説明を行いましたがや道づくりプランにおいてⅡ期区間を準優先整備路線と位置づけていきたいと考えており、まちづくりと連携を図りながら事業着手に向けて取り組んでいく予定でございます。

それでは、次に右肩一四五ページ目を御覧ください。優先整備路線に選定しなかった概成道路の検証でございます。優先整備路線に選定しなかった都市計画道路について、事業着手まで期間を要することになり、都市計画法に基づく建築制限がさらに長期化することが想定されます。本整備方針（案）では、例えば鉄道などが並行し、片側の沿道利用が見込めない概成道路などを抽出した上で検証を行っております。

その結果については、右肩一四七ページ目にまとめておりますが、世田谷区内で該当する区間はございません。

続いて、道路空間の再編についてでございます。一六〇ページ目を御覧ください。

新たな整備方針では、国際都市東京の魅力向上や地域のまちづくりへの貢献を視点として周辺の道路ネットワークがおおむね完成しており、また、既にウォーカブルなまちづくりの取組が具体的に進んでいる路線などについて、道路区間の再編を先導するモデルケースとなるリーディング路線を位置づけてございます。

都内におけるリーディング路線については一六四ページ目以降に記載のとおりとなってございますが、区内の道路については道路ネットワークの状況、また、地域における道路空間再編に向けた議論が熟していないということなども踏まえて、位置づけに至ってございません。

最後に右肩一七六ページ目以降に、今後の都市計画道路整備に向けた取組をまとめてございます。今後の都市計画道路の在り方として、交通事業に対応できる車道や安全に通行

できる歩道の確保はもとより、樹冠拡大の効果が期待できる街路樹を設置することで緑陰の確保を図るなど、安全で快適な道路環境の創出に取り組んでいく必要性などが記載されてございます。詳細については後ほど御確認ください。

右肩二ページ目にお戻りいただき、かがみ文の二ページ目になります。最後に、7の今後の予定を御説明します。

今後、一月末まで東京都によりパブリックコメントを実施することとなっており、その結果を踏まえて三月末に整備方針を策定する予定です。

東京における都市計画道路の整備方針（案）についての説明は以上のとおりでございます。

引き続いて、せたがや道づくりプラン（素案）について御説明したいと思います。

まず、かがみ文最初の1主旨でございます。次期道づくりプラン策定に向けては、昨年九月に区民アンケートの実施、本年二月には道づくりプラン（骨子案）を公表し、区民意見募集を実施してございます。このたび骨子案及び区民意見募集の結果なども踏まえながら素案を取りまとめたことから、報告するものでございます。

2これまでの経緯、3検討体制については記載のとおりです。府内関係所管課による検討委員会、専門アドバイザーミーティングにより学識経験者の意見聴取などを重ねながら素案をまとめてございます。

続いて4の素案の内容でございます。こちらも別紙2本編にて概略を御説明します。

右肩一六ページ目を御覧ください。道づくりプランは全九章構成で、第1章、道づくりプランの概要では、位置づけや計画期間などを示してございますが、1—4計画期間ですが、都市計画道路に関する内容も道づくりプランが含まれますので、さきに説明した東京における都市計画道路の整備方針とも整合を図り、令和二十二年度までの十五年間とし、中間年次を目安に必要な検証を行い、見直しを行っていくとしたいと考えてございます。

以下、第4章までの内容については、二月に公表した骨子案の内容を踏まえたものとなっております。後ほど御確認ください。

引き続いて四一ページ目を御覧ください。こちらは主要生活道路などの必要性の検証についてでございます。

主要生活道路については、昭和六十年に策定した世田谷区独自の道路計画で、区は、これまで計画的な整備を進めてきましたが、現時点においても約六十三キロの区間が未整備となってございます。残る区間の整備には長期間を要するという状況になっております。

そのため、道づくりプランの改定に合わせて改めて主要生活道路等の整備の必要性を検証していくとともに、区が都市計画決定した区画街路がございますので、そちらも同様に検証を行ってございます。

四二ページ目で流れを説明しますが、検証に当たっては、道路の持つ役割や機能の観点で必要性の検証を行うとともに、事業性の検証も行ってございます。

必要性が確認されなかった区間、また、事業性の観点から課題が大きいと確認された区間は廃止区間として位置づけ、道づくりプラン策定をもって主要生活道路としての位置づけを外す予定です。

また、必要性が確認されなかったものの、地区計画などとの調整が必要な区間や、事業性の観点から課題が大きい一方で、交通量が多く、歩車道が分離されていない区間については、調整区間として位置づけ、地域のまちづくりとの連携や交通量等の実態も踏まえながら引き続き検討を行うことといたしました。

検証の結果ですが、四九ページに廃止区間をまとめてございます。十八区間、約八・九キロメートルを位置づけてございます。

その次の五〇ページには調整区間を示してございます。十一区間、約八・七キロメートルを位置づけてございます。具体的な路線の位置については、次の五一ページ目にございます。後ほど詳細を御確認ください。

引き続いて五二ページ目は特殊街路の必要性の検証となっております。道づくりプランでは、未整備の主要生活道路に加えて、都市計画道路として区内に二路線存在する特殊街路がございますので、必要性の検証を行っております。

そのうち、歩行者自転車専用道第一号線について、現在、玉川上水緑道として供用されておりますが、将来的に歩行者自転車道としての整備をする必要性が確認されないことから、都市計画道路としての都市計画を廃止する方向で、今後、関係機関との調整を進めることといたします。

引き続いて、五四ページ目を御覧ください。第7章は優先整備路線の選定となります。都市計画道路については、先ほどの整備方針（案）における選定の考え方に基づいて、計画期間内に着手可能な事業量なども踏まえ選定しており、結果を次の五五ページにまとめております。

優先整備路線については記載のとおり、現在の優先整備路線に着手に至らなかった路線を引き続き位置づけてございまして、先ほどの整備方針（案）と同じ路線を位置づけてお

ります。

また、優先整備路線とは別に、記載の二区間を新たに準優先整備路線として選定し、地域のまちづくりの状況や優先整備路線の着手状況を踏まえながら事業着手に向けて取り組むこととします。

それでは、区施工路線として位置づけた路線を簡単に説明します。

まず①番補助五四号線、こちらは松原四丁目から六丁目に位置しておりますが、世田谷線の松原駅付近から東側、補助五四号線、区役所西通りにつながる区間を選定してございます。

次に、②番補助一五四号線については、明大前駅の駅前広場事業の南側となってございまして、区役所西通りにつながる区間となってございます。

③番目、二一六号線については、京王線の千歳烏山駅で現在、区が事業を進めておりますが、その北側、旧甲州街道から甲州街道までの区間と、甲州街道から建て替え事業が進みつつある大規模団地を通り、中央高速までの区間となってございます。

そのほか、優先の④番、世田谷区画街路七号線は上野毛通りでございます。

⑤、⑥については成城学園の西口の駅前広場についてで、こちらも第四次事業計画に引き続き位置づけを継続しております。

また、準優先整備路線については、都市計画道路補助五四号線（下北沢Ⅱ期）と世田谷区画街路三号線を位置づけてございます。

この間、区議会からも意見をいただいております補助五四号線の下北沢区間ですが、Ⅱ期区間、Ⅲ期区間について、一旦優先整備路線から外した経緯もあることから、今後、道路整備を着実に進めるために、下北沢のまちづくりにおいて進めてきたプロセスも踏まえながら、まずはⅡ期区間について、広域的な道路ネットワークの整備を前提としながらも、丁寧な対応の下で地域の理解をいただきながら進めていきたいと考えてございます。

特に高低差などの地形的な条件や、前後区間との計画幅員が異なることなど、ほかの路線と異なる特別な事由がございますので、地域のまちづくりとも連携を図り、道路整備の在り方を検討しながら、事業着手に向けて取り組んでいきたいと考えてございます。

また、世田谷区画街路三号線については、外環道東名ジャンクションの機能補償道路と水道道路を結ぶ道路で、現況幅員四メートルを六メートルに拡幅する計画となってございます。

このたび、東名ジャンクション周辺地区の地区計画の策定に合わせて、まちづくりにお

いて必要な道路ネットワークの整備が求められることから、新たに位置づけております。

五六ページ目以降には、主要生活道路について、主要生活道路が担う役割や機能に基づき、選定項目の該当状況を踏まえて選定してございます。

選定した路線については五八ページ目にまとめてございます。優先整備路線については、記載のとおり主要生活道路一二二号線、六所神社前通りをはじめ四路線を選定しております、こちらも結果として現在の道づくりプランからの継続となってございます。

また、準優先整備路線として記載の二路線を選定してございます。主要生活道路一二七号線については、現在の道づくりプランで優先整備路線としていた区間の一部が、ちょっと長いことから準優先整備路線と位置づけたもので、また、主要生活道路三〇九号線、こちらは千歳通りですが、歩道がないバス通りであることから、新たに位置づけを行っております。

以上の経過については、次のページの位置図、五九ページにまとめてございます。後ほど詳細を御確認ください。

なお、位置図の下のほうに記載しておりますが、東急大井町線と交差する未整備の都市計画道路について、鉄道と道路の立体化が具体化した場合、関係する自治体と連携して必要な整備を行う旨の記載を行ってございます。

最後に六四ページを御覧ください。道路整備を持続的に進めていくためには、より一層の工夫や新しい取組により早期の事業完了や整備効果の発現を目指す必要がございます。そのため、道づくりの推進に向けた取組として、記載のとおり八つの方策を掲げてございます。

本編の説明は以上となります。お戻りいただきまして、資料二ページ目、かがみ文の二ページ目になりますが、最後6の今後のスケジュールを御説明します。

こちらの素案については一月八日よりパブリックコメントを実施したいと考えてございます。なお、パブリックコメントの実施に当たっては、記載のとおり「区のおしらせ」の特集号を発行する予定で、そのほか、本庁舎東棟の半地下ホールで、先ほどの整備方針の案と併せてパネル展示も予定してございます。

また、パブリックコメントの結果などを踏まえ案を取りまとめ、令和八年度をまたいでしまいますが、改めて常任委員会へ報告した上で策定とする予定でございます。

長くなりましたが、私からの説明は以上となります。

○畠山晋一委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○岡川大記委員 すみません、ちょっと説明いただいたら申し訳ないです。今回の都市計画道路の整備方針の中で、自動車交通を前提とした道路を対象とされているのかなと。資料を見てみると、特殊街路や主要生活道路、いろいろあるのですが、例えば一般質問でも他会派から出た多摩川のサイクリングロードのような、歩行者、自転車中心の道というものは、この計画内に含まれているのか、その外なのか、ちょっと教えていただいてよいでしょうか。

○北川道路計画課長 まず、都市計画道路の整備方針については、いわゆる東京都下で都市計画決定している都市計画道路が対象になります。せたがや道づくりプランについては、都市計画道路、また主要生活道路、また地先道路を対象として拡幅整備するための計画となってございます。

今のお話だと、例えば多摩川河川敷の道路をどうしていくかとかいうお話になると、道路法の適用外のお話の可能性もあって、この道づくりプランの中には位置づけてございません。

ただ、今回については、主要生活道路の必要性の検証の中で、多摩堤通りについて調整区間として位置づけております。

実はそちらは、もともと世田谷区は主要生活道路として位置づけておりましたが、御存じのようない都が管理する東京都道ですので、主要生活道路として区が整備することは難しいと考えておりますが、今の交通の実態やまちづくりの状況を踏まえて、今お話しの河川敷内の交通ネットワークの在り方のようなところは区内でも議論を進めていきたいと考えてございます。

○岡川大記委員 ありがとうございます。ぜひ多摩川の件も進めていただきたいと思います。

その上でですが、世田谷は、南北交通などもなかなか進まない中で、やはり自転車というのがすごく進んでいると思います。自転車とか歩行者の動線を、これから都市計画の車だけではなく、主役として、走りやすい自転車の道づくりとかいうこともしっかりと念頭に入れてやっていただきたいと思いますが、そのあたりは何か進んでいくのでしょうか。お願いします。

○鎌田土木部長 自転車ネットワーク計画については、今回、道づくりプランなども踏まえた上で、来年度以降検討していくような形で考えておりますので、よろしくお願いします。

○北川道路計画課長 都市計画道路の整備のほか、いわゆる道路整備については、これまでどちらかというと自動車の交通を中心として考えていたところはあります。今後もそういうところが大きな柱となることは間違いないとは思うのですが、当然この社会情勢の変化、あとは道路に対するニーズの多様化の中で、やはりウォーカブルなまちづくりとか、あとは多様なモビリティに対応できるような道路づくりというものが必要になってきているのかと思います。

ただ、いかんせん世田谷区内の道路ネットワークは十分でないということもあって、本来ならばもっと安全に歩行者が歩けたり、自転車が走行できる空間が、なかなかまだまだ整備されていないのかなと考えております。

限られた道路空間の中で、様々なモビリティや歩行者を通行させるには、安全とか円滑という点においてはなかなか難しい部分があるので、やはりそのためにも、都市計画道路をはじめ、道路整備が必要かと考えておりますので、そういうことも念頭に置きながら、引き続き取り組んでいきたいと考えてございます。

○たかじょう訓子委員 第五次の事業化計画で、優先整備路線のことですが、今回第四次と内容がほぼ変わらないということですが、私ども、例えば五二号線とか、反対の方が多い道路です。この問題については、必要性などについて、区も検討してきたと思うのですが、この路線についての必要性などについてはどのように考えて、どういう考え方で廃止——私どもは廃止を求めてきたわけですが、どのような考え方でこれを決定されたのか、その辺を伺います。

○北川道路計画課長 都市計画道路の必要性の検証に当たって、今回、十の検証項目を設けてございます。東京都が都全域に関わる項目として検証を行うもの、あとは各区市町が地域的な視点で検証を行うもの、そういう合わせて十の項目で検証を行っております。

特に五二号線、今お話しのところについては、補助一二八号線から環状八号線までの区間のお話かなと思いますが、第四次事業化計画では交通処理機能の確保は、やはり広域的な道路ネットワークですから、将来一定程度の交通量が見込まれるものについては必要だということ。

あとは、延焼遮断機能としてやはり必要だということなどが確認され、引き続き存続となっておりますが、今回の新たな整備方針の案の検討の中でも、同様なことが確認されてございます。

区としても、当然この区間、周辺の道路ネットワークの整備ができていない中では、基

本的には、そういう視点において道路整備が必要だとは考えておりますが、地域の方から様々な御意見があるということについては、都とも共有しながら検討を進めてきたというところでございます。

○たかじょう訓子委員 今後も住民の声をしっかりと聞いていただき、道路部門も参加と協働をしっかりと貫いていただくことを求めておきます。

○佐藤ひろと委員 今回については、優先、準優先、それから調整、それからリーディング、廃止等々、いろいろとこれまでの状況とか経験を踏まえてということで、取組の形に少し変化があったことは評価をしたいと思うのですが、ただ、私個人的に言うと、これまで優先整備に指定されていたからと言って、では、がんがんそれが、事業が進んでいるかというと、そうではないところもありますよね。

指定を何か目的にしてしまうと、指定ばかり増えて、いやいや、結局道路整備は全く進んでいないのではないかという事態もあるので、やはりこれからシビアにそこを見ていかなければいけないと。

もっと言うと、では、進捗率がよいわけではないですよね。もちろんこれは事業の買収等あって、とてもセンシティブな話なので、では、一気にやりましょうというわけにはいかないにしても、やはりこの道路の整備は、災害時の避難路のこともあるし、もっと私たちの生活に直結すると、例えば自分の家の前の道路の幅員によっては、自分の家の土地は容積率二〇〇%なのに、道路の幅員で減免されてしまうのですね。だから、やはり道路の整備というものはとても大事なこと。

それからもう一つ言うと、前からも議論があったように、では、概成道路をどうしていくかと。どうしても優先整備とか準優先を含めて、ここはどうしても後に回すというか、考えざるを得ないところもあると思うのですね。

これは、質問としては、これからこのように、少し今までと違った形で取り組まれたのであれば、進捗率などもシビアに見ていかないと非常に難しいということで、ある意味、もうこれは一旦調整するとか、もっと言うと、できなさそうなので廃止をするとか、もつと言うと、世田谷区、東京二十三区は都市計画決定を持っていないので、祖師谷公園の拡張とかを含めて、このままでよいのかということにも、どうしても波及せざるを得ないと。

ですので、そこの英断というか、もう一步踏み込んだ形をこれからぜひ考えていただきたいと思うのですが、その点について、お考えになっていることはありますか。

○北川道路計画課長 今、様々御意見をいただいたところです。確かに現行計画の中では、なかなか着手に至らなかつたものが多く、それは本当に道路整備に着実に取り組むためには、やはり計画されたものを着実に着手していく、また、事業を進めているものについては早期完成を目指して、確実に整備していくことの積み重ねが大切なのかなと思っております。

何分区が今事業を進めている路線、全部で二十三路線ありますが、中で用地取得が九割を超えているものもそれなりに多くございます。そういう路線を早期に完成することと併せて、今回位置づけた区間を計画期間内に着実に着手していくところは、我々も常に頭に置きながら進めていく必要があるのかなとは思っています。

概成道路のお話についても、区としては大きな課題だとは認識しております、特に都市計画道路、例えば計画幅員が十五メートルとか十六メートルある道路でも、区の中では十一メートルぐらいの道路で、それなりに交通の機能が確保されている道路は多くございます。そういうところがなかなか、実際、では着手がいつになるのかというと、見えていない中で、長期に建築制限がかかり続けること、これはこの間、議会の中でもいろいろ御質問もいただいているところですが、大きな課題だとは認識しています。

今回も、そういうところも、もう少し切り込むことができると本当はよかったです。うけれども、今のこの整理の仕方にとどまっていますが、都、区、市町全体の課題として捉えられるように、区としても今後、引き続き検討していきたいと考えてございます。

○佐藤ひろと委員 分かりました。さらに現実的な計画として切り込んでいただけるように、今後期待しておりますので、以上でございます。

○山口ひろひさ委員 ごめんなさい、世田谷のほうなんですが、ちょっと素朴な質問で、前から準優先整備路線ってありましたっけ。

○北川道路計画課長 いわゆる準優先整備路線については、今回の道づくりプランで初めて世田谷区で出したものでございます。

○山口ひろひさ委員 その準優先整備路線の説明があるのですが、何で準整備路線なのかな、何でこういうのをつくる必要があるのかなと僕は素朴に思うのですが、優先整備路線の着手の状況等を踏まえながらということは、この六つのいわゆる優先整備路線もありますが、その辺の進捗状況を見ながらでないと、こっちはやりませんよということなのか、何かちょっとやる気を感じないんだよね、正直言って、こういうものが出てくると。

○北川道路計画課長 今回の優先整備路線の選定を府内で検討するに当たっては、やはり

位置づけた以上は、しっかり着手していく必要があるという考え方の下で、次の計画期間十五年間の中で区として着手が可能だと思われる事業量を検討した中で、整理をしていく必要があると、まず考えています。その中で、優先整備路線についてしっかり位置づけたものについては着実に着手をする。

あとは、準優先整備路線については、その状況も見ながら着手していくことになりますが、ただ、この十五年間の期間の中で、やはり位置づけが必要、取り組んでいく必要があると区として判断した路線を位置づけておりまして、決してこの準ということで扱いが大きく変わるものになるとは考えておりません。

基本的には、準であったとしても位置づけることの重要性について我々は認識してございまして、計画期間内に取組について考えていきたいと考えております。

○山口ひろひさ委員 であれば、準優先整備路線なんて指定しないほうがよいではないですか、優先整備路線に入れればよいのではないかなと僕は思いますが、いろいろ交渉、その条件等々があるのかもしれないけれども、この中で準①を見ると、選定理由は強靭化・交通・安全・まち、四本柱ですよ。それなのに優先道路になっていないということは、例えばこの環八の上野毛二丁目、これは交通・安全・まち、三つですよね。この準①に関しては四つですよ。なのに優先路線にならないという、僕はその気持ちが何か分からぬので、答えがあればお願ひします。

○堂下道路・交通計画部長 今回の道づくりプランの改定に当たって、まず第四次事業化計画、現行の道づくりプランでやっていこうと優先整備路線に位置づけたものが、結果的には進捗率三割しかできなかつたという反省からスタートしております。

今回新たに優先整備路線に選定したものについては、四次、今の現行の道づくりプランでも優先になっているところですが、これまでの実績といいますか、現行体制で、どれぐらいの交渉スピードでいけるかというボリュームというものを考えました。

あとは十五年間というのも想定して、既存の今二十三路線が事業中ですが、いつ頃終わる予定かというものを想定しながら、ボリュームの枠を当てはめていったということがございます。

そういう意味で、今現行の準優先整備路線というものを位置づけたわけですが、今まではこれが優先にも位置づけられていなかったものということになりますので、世田谷区としては、まず今優先整備路線になっているものについては、しっかりと着手して完成していく、それを四次化で位置づけたものの責務として考えております。

ただ、その中で、準優先整備路線だから何もしないということでは全くなくて、特に五四号線については様々な記載がありますように課題がございます。そういうものをしっかりと整理して、地元の意見をお聞きしながら進めていくという違いでございます。

○山口ひろひさ委員 その条件の違いはいろいろあるのかもしれないですが、先ほどその三割の反省ということだったですが、では、その三割の反省をするのであれば、やはり優先路線にして、やはりやるのだという気持ちをやって、結果がよいかもしないではないですか。何か守りに入ってしまったら、道路は絶対にできないと思いますよ。

○堂下道路・交通計画部長 この第五次事業化計画に当たっては、東京都も三割という中で、なかなかどういう形で進めていくのか、計画どおりいかかということで、都、区、市でかなり調整してきたということがございます。まずは優先に位置づけたものについては、しっかりと着手していくと。

そして、今回は十五年計画ですので、これまでおおむね十年程度の計画だったものを十五年計画にしております。そして、今回は中間見直しというものを想定しておりますので、そういう進捗状況の中で改めて検討はしたいと思っております。

○畠山晋一委員長 続いて、③その他ですが、ほかに報告事項はございますでしょうか。

○松本道路管理課長 それでは、道路管理課より、道路管理課内における金銭紛失の疑いが判明いたしましたことから、現在、調査を始めている過程ではございますが、第一報として口頭で御報告します。

道路管理課では、窓口で各種図面等の証明や写しの交付の際、手数料等を徴収するための釣銭を留置金として十万円保管しております。このたび、その留置金のうち一万一千五十円が不足していることが判明いたしました。

令和七年十二月十五日に担当職員が金庫内を確認したところ、留置金が少ないことに気づき、翌日より複数職員でレジスターや金庫周りを捜索したものの、不足金の発見には至っていない状況となっております。

十二月十八日には、再度複数名で金庫内周辺等を確認するとともに、課内全職員に本件紛失を周知し、本日以降、改めて他の書類への混入の可能性など、全職員で捜索いたします。あわせて、今後さらにあらゆる可能性をヒアリングで検証しながら、原因の究明に努めてまいります。

なお、本件の詳細及び今後の調査結果等については、後日改めまして本委員会に御報告します。

報告は以上でございます。

○畠山晋一委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○岡川大記委員 お金の件は、いろいろ区の報告でも上がっていると思うのですが、今回、第一報で伺ったときに、まずお釣りの管理の仕方、マネジメントの仕方というか、日々の管理の仕方をどのようにされていたのか、ちょっと一度伺ってよいですか。

○松本道路管理課長 留置金十万円のうち、日々の釣銭用として二万円、両替用として八万円を別の透明の袋に入れて管理しております。

○岡川大記委員 まず、多分二万円というものを回していっていたと思うのですが、まず、そこの回していくというところをどのようにやっていくのか、あと八万円というところをどう確認していくのか、そして、日々ずれがないか、まちちゃんと確認しないといけないということは当然のことだと思うので、できていないのであれば、しっかりやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松本道路管理課長 今後、職員へのヒアリング等を通じながら詳細を確認してまいりますが、現段階で、釣銭の二万円については、前日の営業終了の段階で、翌日用に、千円札とか、五百円玉とか、規定の数量を合わせる作業を行っております。

八万円については両替用ということで保管しておりますが、その八万円について、日々の確認をしていなかったというところまでは確認をしております。

○岡川大記委員 ぜひやっていただきたいと思うのですが、やはりこの売上げが上がるというのは、松本課長のところだけではないと思うので、この全庁のことを考えて、今後どうされるか、もし副区長、御意見があれば伺いたいと思うのですが。

○清水副区長 区では、昨年、総合支所のほうでも過去にこういった紛失がございましたが、今回は、まだちょっと紛失の疑いというところで、調査中ということではありますが、このように現金を扱う部署は多数ございますので、改めて全庁にこういう日々の確認をきっちりするよう周知をしてまいります。

○岡川大記委員 管理方法が大事だと思います。確認するのは当然のことながら、どう誤差が出ないようにするのかを、ぜひしっかりオペレーションから見直していただければと思いますので、要望させていただきます。

○畠山晋一委員長 以上で1報告事項の聴取を終わります。

○畠山晋一委員長 次に、2協議事項に入ります。

〔次回委員会の開催についてですが、年間予定である来年二月四日水曜日午前十時から開催予定としたいと思いますが、よろしいでしょうか。〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○畠山晋一委員長 それでは、次回委員会は二月四日水曜日午前十時から開催予定とすることに決定いたします。

以上で協議事項を終わります。

○畠山晋一委員長 そのほか何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○畠山晋一委員長 特にないようですので、以上で本日の都市整備常任委員会を散会いたします。

午後三時五十分散会
